

(運用の目的)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学会計規則（平成16年4月1日制定）第31条に規定する余裕金の運用に関し、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）の資金を安全かつ効率的に運用することにより、本学の中長期的な財務基盤の強化を図ると共に将来の教育研究の発展に資することを目的とする。

(運用の目標)

第2条 将来にわたって本学の財務の健全性を維持するに足る収益性の確保を運用目標とする。

(運用の範囲)

第3条 運用の範囲は国立大学法人法（以下「法」という。）第35条において準用する独立行政法人通則法第47条における業務上の余裕金及び法第34条の3第2項における業務上の余裕金とする。

(運用の対象)

第4条 運用対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
- (4) 貯金又は決済用（為替差益を得る目的ではなく、かつ、海外金利を得る目的ではないもの）の外貨建ての預金
- (5) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第66条の27の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものとする。）
- (6) 社債券（第1号に規定するものを除く。）のうち無担保の社債券であり、かつ、株式や為替等のデリバティブ付債券（仕組債）ではないもの（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものとする。）
- (7) 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの（コマーシャルペーパー）（ただし、当該有価証券の短期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、どの信用格付業者においても「a-3」相当以下の格付がな

いものとする。)

(運用の方法)

第5条 運用に当たっては、流動性を十分確保するとともに、前条第5号から第7号までに掲げる債券等を取得する場合、同一発行体が発行した債券等への投資額は、運用資産総額の5割を超えないものとする。

(取得債券等格下げ時の対応)

第6条 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券等で、取得後にいずれの信用格付業者による格付も「A」相当未満となった場合には、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、速やかに第10条に規定する資金運用管理委員会に報告するとともに、必要に応じて売却等の措置を講じる。なお、保有を継続する場合には、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、運用資産総額の2割を超えないものとする。

(対象金融機関)

第7条 第4条に規定する運用対象を取扱う金融機関の選定は、信用格付業者の複数機関から「BBB」格以上の格付を得ている金融機関又は国立大学法人群馬大学会計事務取扱規程第14条に定める銀行若しくは子会社とする。

(運用資産の構成割合)

第8条 第3条における運用の範囲となる業務上の余裕金のうち、第4条第5号から第7号までに掲げる債券等による運用を行う割合は5割以下とする。

(資金の運用)

第9条 運用は、学長の権限と責任の下で行う。

2 本学に運用責任者を置き、学長は、運用責任者に事務局長を指名する。

3 運用責任者は、次条第1項第1号に規定する運用計画に基づき、資金の運用を行うものとする。

(資金運用管理委員会)

第10条 学長は、資金の運用に関し、次の事項を審議するため、資金運用管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 資金運用計画

(2) 資金運用体制及びリスク管理体制に関する事項

(3) 資金運用実績の評価及び情報公開に関する事項

(4) この規程の改正に関する事項

(5) その他運用に関し必要な事項

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理事（総務・財務担当）

(2) 財務部長

(3) 財務部財務課長

(4) その他委員会が必要と認める者

3 委員会に委員長を置き、第2項第1号の者をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、第2項第2号の者がその職務を代行する。

5 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

6 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 委員会は、半期に1回以上開催することとする。

(選定方法)

第11条 運用責任者は、第7条の規定を充足した金融機関から提出された提案書の検討を行い、安全性及び流動性を考慮の上、最終利回り又は運用期間利率が最も高いものに決定する。

(運用の評価)

第12条 運用の評価については、中長期の観点に立脚し、定量評価と組織や情報、運用内容の質等の定性評価を組み合わせ総合的に行うものとする。

(倫理規則)

第13条 運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置については、国立大学法人群馬大学教職員倫理規則の定めるところによる。

(運用報告)

第14条 運用責任者は、次の各号に掲げる事項の運用報告書を、半期ごとに作成し、委員会へ報告するものとする。

(1) 報告期間末時点における個別金融商品の一覧表

(2) 運用資産構成比率

(3) 各金融商品別の運用の実績

(4) リスク状況（取引銀行、社債券及び約束手形等の格付等）

2 運用責任者は、前項の報告後、可能な限り速やかに同様の内容を学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、役員会及び経営協議会に報告し、必要に応じて審議等を行うものとする。

(情報公開)

第15条 学長は、半期に一度、運用実績及び委員会の開催状況等を本学ホームページで公開するものとする。

(見直し)

第16条 本規程の見直しに際しては、委員会の承認を受けなければならない。

(事務)

第17条 資金運用の事務は、財務部財務課において処理する。

附 則

1 本規程は令和5年4月1日より適用する。

2 本規程の制定に伴い、国立大学法人群馬大学資金運用方針（平成22年3月25日役員会決定）は廃止する。